

第3回再エネ実装専門家ボードにおける質問に対する回答

質問	回答
中小企業同士CPPAを組む場合、プロジェクトファイナンスで融資を受けられる具体的支援策は？	・FITでは融資が受けられたが、非FITでは、20年契約を受けにくい ・信用保証協会などと自治体がコラボして信用保証する制度が作れると望ましい。 ・金融機関の姿勢の問題が大きい。ESGやSDGsへの投融資を謳う金融機関には、一定程度のソーラーシェアリングなどCPPAの再エネ電源に対する融資枠の設定の義務化も検討可能。 プロジェクトファイナンス限定の話ではないが、東京都の制度融資としてCPPAに対するプランを作成すると都内の信金などの融資も実施しやすくなる可能性。 ・山口県では下記リンクの制度融資を活用することによってソーラーシェアリングの融資がしやすくなっている。 https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/38/20669.html ・優良事例については、保証協会が全額保証するような仕組みが必要だと考える。
借地料、農業支援金だけではない、地元のメリットは？	・当該農地における長期的な農業継続が担保される（農地転用による宅地化等への抑止になる）と言える。 ・農業生産の電化とあわせて再エネ利用による脱炭素化、また電化農機の利用による騒音や排気などの近隣宅地における環境影響低減などがメリットになり得る。 ・脱炭素先行地域に採択されている下関市では高齢化によって管理できなくなった農地をソーラーシェアリングに活用して農地を管理することで地権者に感謝されている。地権者にとっては、固定資産税以上の地代が入り、農地の管理してもらえるメリットもある。 ・公共的な考え方を持つ農家が公的ステータスを得るきっかけにもなる。水田の水路を共同で管理するように、地域のインフラ維持としての位置付けとし、設置農家には公的支援金を発電事業者以外から交付するアイデアもある。
なぜ収量基準に満たないケースが出てしまうのか？	・設計・知識不足。農業者が設置事業者のいいなりとなっている可能性。中間支援や専門家養成、試験場・普及所が必要 ・そもそもの基準があいまい。作付けできない柱周辺の面積を含めての基準になっていたりする。 ・収量基準は何のためにあるのかを改めて考える必要。耕作放棄地など、条件不利地等の取扱いを検討すべき ・FIT制度下においては売電事業の収益性が農業生産に比して圧倒的に大きく、農地に太陽光パネルを最大限敷き詰めた上で栽培できそうな農作物を選ぶという流れが一部に根強くある。これが収量未達あるいはそもそも営農への意欲の低い事例が生じる背景と言える。 ・遮光率はその作物に合っていないのが一番の理由である可能性。ただし、作柄は年によって異なるし、土地利用効率の観点からも改めて検討する必要
採点制度が有用なのはわかったが、日本では誰がそれを担うのか？	・農水省、自治体、第三者機関などが考えられるが、まずは東京都で取り組んでいただきたい。 ・米国の採点制度はNRELを中心とした研究機関で策定したもので、制度化はされていないがチェックリストとして利用されている。今後は、マサチューセッツ州政府が始めてその後16州で採用され今ではほぼ全米全州で使われているPolinator-friendly Photovoltaics scoring card（含むソーラーシェアリング）の様に発展することが望まれる。マサチューセッツ州ではSMART制度と連動させてこの仕組みを導入。全米のミツバチ保護と再生に大きく貢献。自治体主導で国の制度にも反映されることに期待。 ・徳島県では、下記リンクのように優良モデル事例の目標数を掲げている。 https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7243491/